

議 第 2 号

女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准を求める意見書
について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第99条の規定により、別記意見書を
関係行政庁に提出するものとする。

令和 6 年 9 月 2 6 日 提 出

提案者	中野市議会議員	塚 田 一 夫
賛成者	中野市議会議員	中 村 明 文
〃	〃	笠 原 豊
〃	〃	宮 島 包 義
〃	〃	阿 部 光 則
〃	〃	原 澤 年 秋
〃	〃	高 野 良 之
〃	〃	芋 川 吉 孝

令和 6 年 9 月 日 決

中野市議会議長 芦 澤 孝 幸

女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准を求める意見書（案）

1979年、国連総会は、あらゆる分野で女性が性に基づく差別を受けない権利と平等の権利を保障する「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」を採択した。採択に賛成した日本は、1985年にこの条約を批准し、現在、締約国は、189か国となっている。

1999年には、条約の実効性を強化し、一人ひとりの女性が抱える問題を解決するために、国連総会は、あらためて女性差別撤廃条約選択議定書を採択した。現在、条約締約国189か国中115か国がこの選択議定書を批准しているが、日本はまだこれを批准していない。

選択議定書には「個人通報制度」と「調査制度」の2つの手続きがある。これらは、条約で保障された人権を侵害された被害者が、国内の救済手続を尽くした後、条約機関である女性差別撤廃委員会に申立てを行うことができ、女性差別撤廃委員会がこれを審査して見解を出すというものである。女性差別撤廃委員会が通報者の人権侵害を認める見解を出したとしても、この見解は当該締約国に対し法的な拘束力を持つものではない。しかし、この選択議定書を批准することは、国際的な人権基準に基づき女性の人権侵害の救済と人権の保障をより強化できるものである。

条約の実効性の確保を図ろうとする国際的動向の下で、日本政府は選択議定書の審議に参加し、決議に加わり、女性差別撤廃の重要性を表明しているが、2024年6月に発表の男女格差を測るジェンダー・ギャップ指数の順位では、日本は世界146か国中118位である。

女性差別撤廃条約が採択されて40年を超え、女性に対する差別を撤廃し、女性活躍を図るためには、男女平等社会の実現に向けてさらなる施策が急務である。

政府は、第5次男女共同参画基本計画で「女性差別撤廃条約の選択議定書については、諸課題の整理を含め、早期締結について真剣な検討を進める」としており、2024年10月には、女性差別撤廃委員会による第6回の日本報告審議が行われることとなっている。

よって、中野市議会は、国に対し、我が国の司法制度や立法政策との関連課題等が早急に解決されるよう環境整備を進め、女性差別撤廃条約選択議定書を速やかに批准するよう強く要望するものである。